

令和7年度

三種町水防計画書

三 種 町

〈目次〉

第1章 総則

1. 1	目的	1
1. 2	用語の定義	1
1. 3	水防の責任等	5
1. 4	水防計画の作成及び変更	7
1. 5	津波における留意事項	8
1. 6	安全配慮	8

第2章 水防組織

2. 1	水防組織と任務	10
------	---------	----

第3章 重要水防箇所

3. 1	秋田県管理河川における重要水防箇所評定基準	12
3. 2	秋田県重要水防区域一覧表	14

第4章 水防活動

4. 1	水防体制	15
4. 2	巡視及び警戒	19
4. 3	気象庁が行う予報及び警報	20
4. 4	水位周知河川における水位到達情報	26
4. 5	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置	27
4. 6	通信連絡系統	30
4. 7	水防作業	31
4. 8	水防資材	32
4. 9	避難のための立退き	33
4. 10	災害発生時の処置	33
4. 11	水防体制の解除	33
4. 12	水防活動等	34
4. 13	標識及び身分証明書	36
4. 14	費用負担と公用負担	38

三種町水防計画

第1章 総則

1.1 目的

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号、以下「法」という。)第4条の規定に基づき、秋田県知事から指定された指定水防管理団体たる三種町が、同法第33条第1項の規定に基づき、三種町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、三種町の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、内水(法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。)、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1.2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう(法第2条第2項)。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう(法第4条)。

(3) 水防管理者

管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう(法第2条第3項)。

(4) 消防機関

消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する消防の機関(消防本部、消防署及び消防団)をいう(法第2条第4項)。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう(法第2条第5項)。

(6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう(法第2条第7項、法第10条第3項)。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない(法第12条)。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

(12) 水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2）。

(13) 水位周知海岸

都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の3）。

(14) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

(15) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(16) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(17) 避難判断水位

市町村長の避難準備・高齢者等避難開始発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(18) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(19) 内水氾濫危険水位

法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(20) 高潮氾濫危険水位

法第13条の3に規定される高潮特別警戒水位のこと。高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。

(21) 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

い。

(22) 雨水出水特別警戒水位

法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(23) 高潮特別警戒水位

法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。高潮氾濫危険水位に相当する。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(24) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(25) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

(26) 内水浸水想定区域

水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）。

(27) 高潮浸水想定区域

水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（第14条の3）。

(28) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（第15条の6）。

1. 3 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ②水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- ④都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ⑥洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- ⑦量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑧水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
- ⑨洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の2）
- ⑩洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
- ⑪都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- ⑫水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- ⑬水防信号の指定（法第20条）
- ⑭避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑮緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑯水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- ⑰水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑱水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

(2) 水防管理団体（三種町）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①水防団の設置（法第5条）
- ②水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ③平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ④水位の通報（法第12条第1項）
- ⑤水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（法第13条の2第2項）
- ⑥内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条の2）

- ⑦浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
 - ⑧避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
 - ⑨避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
 - ⑩浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
 - ⑪予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
 - ⑫水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
 - ⑬緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
 - ⑭警戒区域の設定（法第21条）
 - ⑮警察官の援助の要求（法第22条）
 - ⑯他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
 - ⑰堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
 - ⑱公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
 - ⑲避難のための立退きの指示（法第29条）
 - ⑳水防訓練の実施（法第32条の2）
 - ㉑（指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
 - ㉒（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
 - ㉓水防協力団体の指定・公示（法第36条）
 - ㉔水防協力団体に対する監督等（法第39条）
 - ㉕水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
 - ㉖水防従事者に対する災害補償（法第45条）
 - ㉗消防事務との調整（法第50条）
- （3）国土交通省の責任
- ①洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
 - ②量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
 - ③水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
 - ④洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
 - ⑤洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
 - ⑥大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）

- ⑦水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- ⑧重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- ⑨特定緊急水防活動（法第32条）
- ⑩水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑪都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

（4）河川管理者の責任

- ①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ②水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

（5）気象庁の責任

- ①気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

（6）居住者等の義務

- ①水防への従事（法第24条）
- ②水防通信への協力（法第27条）

（7）水防協力団体の義務

- ①決壊の通報（法第25条）
- ②決壊後の処置（法第26条）
- ③水防訓練の実施（法第32条の2）
- ④津波避難訓練への参加（法第32条の3）
- ⑤業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

1. 4 水防計画の作成及び変更

（1）水防計画の作成及び変更

町は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、秋田県知事に届け出るものとする。

また、町は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

（2）水防協議会の設置

町は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。

水防協議会に関し必要な事項は、法第34条に定めるもののほか、条例で定めるものとする。

(3) 大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

1. 5 津波における留意事項

津波は、発地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

1. 6 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、次の事項に留意し、水防団員自身の安全を確保しなければならない。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手

し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。

- ・出水期前に、水防団員を対象とした安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

2.1 水防組織と任務

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水、津波又は高潮（以下「水害等」という。）のおそれがあると認められるときから水害等のおそれがなくなると認められるときまで、町は三種町役場に水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

(1) 水防本部の組織

【水防本部長】・・・三種町長

【副本部長】・・・三種町副町長

【指揮監】・・・町民生活課長

【副指揮監】・・・町民生活課 課長補佐

【指揮監付】・・・総務課長、企画政策課、健康推進課長、福祉課長、農林課長、建設課長、上下水道課長、教育次長、琴丘支所長及び山本支所長

水防本部を設置した場合は、班を編成し対応する。班及びその業務内容、担当課は次のとおりである。指揮監及び指揮監付の課長等は、班の業務遂行に必要な人員を招集し、その事務を処理するものとする。

《指揮班》・・・水防業務全般にわたる指揮及び緊急対策
(町民生活課、総務課)

《管理班》・・・水防業務全般にわたる企画、水防資機材及び気象情報の整備
(雨量、水位、風速、流量、潮位、気象情報の調査、記録及び通報)
(町民生活課、総務課、農林課)

《調査班》・・・土木災害関係の速報、土木災害状況の記録報告、災害応急復旧の調査費配分
(建設課、農林課、上下水道課)

《災害調査班》・・・河川、海岸の災害の調査、道路の災害調査、港湾の災害調査、砂防の災害調査、宅造地の災害調査、住宅の災害調査
(町民生活課、建設課、農林課、上下水道課、税務課)

《警防班》・・・水防工法の指導
(町民生活課)

《連絡調整班》・・・部内の連絡調整
(町民生活課、企画政策課)

(2) 水防本部係員の非常招集

水防本部の業務を分担する職員等は、業務開始命令を受けたときは直ちに所属する部署に参集し、水防本部長等の指揮を受けるものとする。ただし、交通の遮断等によるやむを得ない事情がある場合は、最寄りの出先機関へ参集するものとする。

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

3.1 秋田県管理河川における重要水防箇所評定基準

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水(溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

3. 2 秋田県重要水防区域一覧表（山本支部管内 三種町分）

NO.	水系名	河川 海岸名	水防 分団名	重要水防区域						特に警戒を要する延長			関連 計画 等	摘要
				大字	字	左右 岸の 区分	評定基準 種別	堤防		延長 (m)	予 想 される 危険概要	対策 水防 工法		
								A (m)	B (m)					
29	馬場目川	三種川	三種第 7分団	川尻		両岸	越水 (溢水)	200 200		200 200	冠水	土のう 積		
30	"	"	三種第 4分団	森岳	木戸沢	両岸	"		200 200	200 200	"	"		
31	"	"	三種第 4分団	"		両岸	"		3,150 3,150	1,950 1,950	"	"	広域河 川改修	
32	"	"	三種第 4分団	"	泉八日	両岸	"		2,500 2,500	2,500 2,500	"	"	"	
33	"	"	三種第 3分団	落合		両岸	"		350 350	300 300	"	"		
34	"	糸流川	三種第 1分団	高屋敷		両岸	堤体 漏水		500 500	500 500	"	"		
35	"	鹿渡川	三種第 1分団	鹿渡		両岸	"		2,000 2,000	2,000 2,000	"	"		
36	"	鯉川川	三種第 2分団	鯉川		両岸	"	150 150		150 150	"	"	県単河 川改良	
37	"	種沢川	三種第 2分団	種沢		右岸	"		300	300	"	"		
38	"	西又川	三種第 3分団	勝平		両岸	"		300 300	200 200	"	"	県単河 川改良	
39	"	小又川	三種第 3分団	二本杉		両岸	"		1,000 1,000	200 200	"	"		
40	"	添畑川	三種第 6分団	長面		両岸	"		800 800	300 300	"	"		
41	"	谷地沢 川	三種第 6分団	達子		両岸	"		300 300	200 200	"	"		
42	"	仁助川	三種第 5分団	志戸橋		両岸	"		100 100	100 100	破堤 冠水	"		
43	"	金光寺 川	三種第 4分団	森岳		両岸	"		200 200	300 300	冠水	"		
44	"	鶴川川	三種第 5分団	割道		両岸	"		300 300	300 300	"	"		
45	"	"	三種第 5分団	外岡		右岸	"		100	100	"	"		
D		八竜 海岸	三種第 8分団	釜谷			浸食		6,300	700	耕地 流失	消波 ブロック		

第4章 水防活動

4.1 水防体制

気象庁より気象情報（警報及び注意報を含む）をうけたときは、その情報を判断し、次の分類により水防体制をとる。また、地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合も、下記に準じて対処するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

（1）災害対策本部等の体制

①準備体制

大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、津波注意報を受けたとき、又は下岩川水位観測所（県所管）の水位が1.7mに到達したときは、連絡活動及び招集活動ができる体制とする。

②警戒体制

以下のいずれかの状況になった時は水防要員及び水防団員をもってこれに当たり、そのまま水防活動が遂行できる体制とする。

- ・気象庁が大雨警報、洪水警報、高潮警報を発令した時。
- ・国土交通省が水防警報を発令した時。
- ・県管理河川の知事が発する水防警報河川の水位が水防団待機水位に達し、水防支部が水防警報を発令した時。

③非常体制

三種町地域防災計画に定めてある災害対策本部の各部各班をもって非常活動ができる体制とし、解除まで継続勤務するものとする。事態が長びく時は災害対策本部長は適宜交代させるものとする。

〈体制区分〉

区分	配備時期	配備内容
第1配備 (準備体制)	1 大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、津波注意報をうけたとき、又は下岩川水位観測所（県所管）の水位が1.7mに到達したとき	町民生活課消防防災係
第2配備 (警戒体制)	1 相当規模の水災が発生し、または拡大するおそれがある場合で、水防管理者の指示があった場合 2 水災が発生し、第1次または第2次動員指定の職員を動員して災害対策を実施するとき	地域防災計画に基づく災害対策連絡部または警戒部
第3配備 (非常体制)	1 町民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす水災が発生し、拡大するおそれがある場合 2 町域に大雨、暴風及び高潮に関する特	地域防災計画に基づく災害対策本部

	別警報が発表された場合 3 避難指示等の避難対策を実施する場合 4 災害救助法を適用する程度の災害が発生した場合	
--	--	--

(2) 水防管理団体の体制

水防管理者は、情報判断を適正に行い、秋田県の地域防災計画及び水防計画に応じた防災計画を定め万全の体制を保持しなければならない。

(3) 水防団の体制

消防団（水防団）は、洪水及び津波、高潮に際し、水害を警戒し及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を確保するため、法第16条の規定による水防警報等を受けたときから、洪水及び津波、高潮による危険が除去するまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。

①消防団（水防団）の配置基準

種別	内 容	基 準
準 備 警 戒 体 制	消防分団長、団員は自宅にそれぞれ待機し、出動に備える体制とする。	(1) 大雨、風雨、洪水、津波、高潮注意報が発せられ危険が予想される時。 (2) 大雨警報が発令された時。 (3) 局地的豪雨や長雨等により、水防の必要が予想される時。
警 戒 体 制	消防団員の相当数の人数をもってあたる水防の事態が生じたとき、そのまま活動できる体制とする。	(1) 河川が増水又は高潮により警戒又は水防作業の必要がある時。 (2) 豪雨等により崖崩れの危険がある時。
非 常 体 制	消防団員全員をもって水防活動を行う体制とする。	(1) 風水害が発生し又は発生するおそれがある時。

② 消防団（水防団）分団の水防受持区域（河川）

名 称	区 域	活動分団名	人員	集合場所
鹿渡川 山谷川	琴丘地域(鹿渡地区)	三種第1分団 琴丘第1部	16	第1分団資機材置 場
糸流川 牡丹川 新屋敷川	琴丘地域(鹿渡地区)	三種第1分団 琴丘第2部	18	第1分団新屋敷車 庫
鯉川川	琴丘地域(鯉川地区)	三種第2分団 琴丘第3部	10	第2分団鯉川車庫
天瀬川川	琴丘地域(天瀬川地区)	三種第2分団 琴丘第4部	7	第2分団天瀬川車 庫
種沢川	琴丘地域 (天瀬川・鯉川地区)	三種第2分団 琴丘第5部	7	第2分団川代車庫
鯉川川	琴丘地域(鯉川地区)	三種第2分団 琴丘第6部	6	第2分団内鯉川車 庫
上砂子沢川 小又川	琴丘地域(上岩川地区)	三種第3分団 琴丘第7部	5	第3分団上砂子沢 ・増浦車庫
三種川	琴丘地域(上岩川地区)	三種第3分団 琴丘第8部	5	第3分団落合車庫
三種川 西又川 茨島川 滝の沢川 杉沢川 黒森川 大荒沢川	琴丘地域(上岩川地区)	三種第3分団 琴丘第9部	13	第3分団勝平車庫
三種川 金光寺川	山本地域(森岳地区)	三種第4分団 山本第1部 三種第5分団 山本第4部	12 22	山本支所 〃
三種川	山本地域(森岳地区)	三種第4分団 山本第2部	24	〃
三種川	山本地域(森岳地区)	三種第4分団 山本第3部	16	〃

名 称	区 域	活動分団名	人員	集合場所
鵜川川	山本地域(金岡地区)	三種第5分団 山本第5部	24	金岡コミュニティーセンター (金陵の館)
仁助川 鵜川川	山本地域(金岡地区)	三種第5分団 山本第6部	13	〃
三種川 添畑川	山本地域(下岩川地区)	三種第6分団 山本第7部	26	下岩川コミュニティーセンター (すいらんの館)
谷地沢川	山本地域(下岩川地区)	三種第6分団 山本第8部	19	〃
三種川	八竜地域(鵜川地区)	三種第7分団 八竜第1部	13	川尻橋
鵜川川	八竜地域(鵜川地区)	三種第7分団 八竜第2部	18	鵜川橋

③消防団（水防団）分団の水防受持区域（海岸）

名 称	区 域	活動分団名	人員	集合場所
海岸	八竜地域（浜田地区）	三種第8分団	66	浜田地域内海岸 大口地域内海岸 釜谷地域内海岸 芦崎地域内海岸 大谷地、追泊地域内 海岸

※消防機関の長は、必要に応じ活動分団員の水防区域を変更し、他の分団の水防作業を応援せしめることができるものとする。

④水位観測所（県所管）

河川名	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判断 水位	はん濫 危険水位	設置場所
三種川	2.0m	2.3m	2.5m	3.0m	三種町下岩川字長面川向
三種川	2.5m	3.0m	3.9m	4.5m	三種町森岳字小中野

⑤雨量観測所

河川名	観測所名	観測者	位置	備考
三種川	上岩川	山本地域振興局	三種町上岩川字小新沢	県所管
〃	森岳	〃	三種町森岳字小中野	〃
〃	下岩川	〃	三種町下岩川字長面谷地	〃
〃	三種消防署	三種消防署	三種町川尻字東大堤下	広域圏組合
鯉川川	琴丘	山本地域振興局	三種町鯉川字内鯉川	県所管

(4) 出動準備

水防管理者は、次の場合には、管下消防機関に対し、出動準備をさせること。

- ①水防警報が発せられたとき。
- ②河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要を予測するとき。
- ③その他気象状況により、洪水、高潮等の危険が予知されるとき。

(5) 出動

水防管理者は、次の場合には、管下消防機関に対し、予め定められた計画に従い出動させ、警戒準備につかせなければならない。なお、消防機関の安全確保に十分配慮するものとする。

- ①河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。
- ②潮位が上昇し、気象状況等により危険を認めるとき。

4. 2 巡視及び警戒（法第9条）

水防本部長は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに消防団長（水防団長）に対してその通報を通知し、必要団員をして河川、海岸堤防等の巡視を行うよう指示するものとし、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

また、河川水位が避難判断水位に達した旨の通報があったときは、直ちに消防団長（水防団長）に通知すると共に、水防法第20条に定める「水防信号」により周知し、さらに必要な団員を招集し、警戒、水防活動にあたらせるものとする。

(1) 水防信号（法第20条）

法第20条の規定により、水防信号は次のように区分する。

- ①第1信号 … 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- ②第2信号 … 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- ③第3信号 … 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- ④第4信号 … 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

4. 3 気象庁が行う予報及び警報

(1) 秋田地方気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

秋田地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を東北地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

①注意報・警報・特別警報の種類

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予測したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

②三種町における大雨・洪水に係る注意報・警報の発表基準

令和4年5月26日現在

種類	発表基準
大雨注意報	表面雨量指数基準：6 土壌雨量指数基準：75
大雨警報	表面雨量指数基準：12 土壌雨量指数基準：93
洪水注意報	流域雨量指数基準 西部承水路・東部承水路流域＝18.8、 鯉川川流域＝6.3、三種川流域＝11、 小又川流域＝5.8、鵜川川流域＝4.2、 金光寺川流域＝5.8、添畑川流域＝5.4、 西又川流域＝5.4 複合基準 鯉川川流域（5,6.4）、三種川流域（5,9.5）、 小又川流域（5,4.6）、鵜川川流域（5,4.1） 指定河川洪水予報による基準：－
洪水警報	流域雨量指数基準 西部承水路・東部承水路流域＝23.5、 鯉川川流域＝7.9、三種川流域＝16.4、 小又川流域＝7.3、鵜川川流域＝5.3、 金光寺川流域＝7.3、添畑川流域＝6.8、 西又川流域＝6.8 複合基準 三種川流域（5,11.9） 指定河川洪水予報による基準：－

※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。

※土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は町内における基準値の最低値を示している。

※表面雨量指数基準は、域内において単一の値とする。

※平坦地とは概ね傾斜が30パーミル以下で都市化率が25パーセント以上の地域、平坦地以外とはそれ以外の地域。

※この表は、水防協議会時点での情報であり、最新情報以下のサイトをご確認ください。

気象庁HP：<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/akita.html>

③三種町における大雨警報・洪水警報等を補足する情報

種類	内容
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。

	3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

④三種町における高潮注意報及び高潮警報の発表基準

高潮注意報	潮位 :1.0m
高潮警報	潮位 :1.5m

※潮位の基準面は、東京湾平均海面（TP）である。

⑤大雨・高潮特別警報発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

⑥津波警報・注意報の種類

（ア）種類

大津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されるとき発表（予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合）
津波警報	津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表（予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合）
津波注意報	津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表（予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合）
津波予報	津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表

(イ) 発表される波の高さ等

種類	予想される津波の高さ		
	高さの区分 (発表基準)	数値での表現	巨大地震の場合の表現
大津波警報	10 m～	10 m超	巨大
	5 m～10 m	10 m	
	3 m～5 m	5 m	
津波警報	1 m～3 m	3 m	高い
津波注意報	20 cm～1 m	1 m	(表記しない)

- * 1 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、大津波警報、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- * 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(津波注意報、津波警報、大津波警報発表基準)

津波予報区	津波注意報	津波警報	大津波警報
秋田県	秋田県で予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル以下である場合であって津波による災害のおそれがある場合	秋田県で予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え、3メートル以下である場合	秋田県で予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合

(ウ) 津波情報

	種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 * 1	各津波予報区の津波の到達予想時刻(* 2) や予想される津波の高さを発表します。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
	津波観測に関する情報 * 3	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。

	沖合の津波観測に関する情報 * 4	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。
--	----------------------	--

- * 1 気象庁防災情報XMLフォーマット電文及び気象庁ホームページでは、「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は「津波警報・注意報・予報」にまとめた形で発表する。
- * 2 各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻
- * 3 津波警報等の発表後、沿岸の観測点で観測した津波の高さや到達時刻を発表する。
なお、大津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが1 m以下のとき、又は津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが20 cm未満のときは、津波の高さを「観測中」と発表する。
- * 4 沖合の津波観測に関する情報は、沿岸からの距離が100km以内の観測点について沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さが、大津波警報を発表している沿岸で3 m以下、津波警報を発表している沿岸で1 m以下のときは、沖合で観測された津波の高さを「観測中」、推定される沿岸での津波の高さを「推定中」と発表する。
沿岸からの距離が100kmを超える観測点については、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」とする。

(エ) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、津波予報を発表する。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
	20 cm未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも20 cm未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

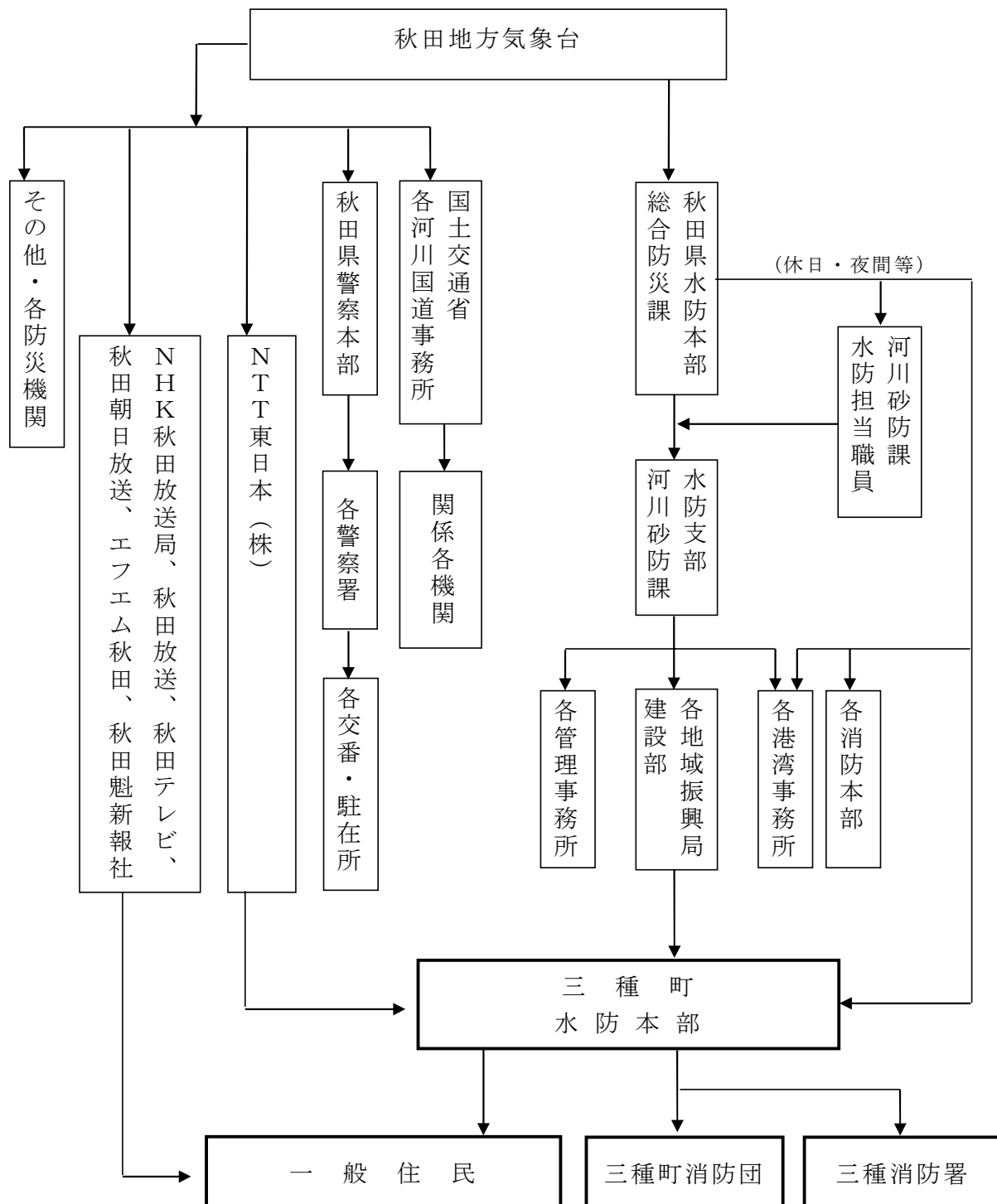
(参考) 気象庁が発表する特別警報

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報(特別警報)をする。なお、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。

また、水防活動用の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

(2) 気象情報の伝達系統図

法第10条の規定により秋田地方気象台より気象状況の通知を受けた場合、水防管理者及び雨量、水位、潮位観測所等へ通知する系統を示す。



4. 4 水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町村にその通知に係る事項を通知するものとする。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する基準の種類、発表基準は、次のとおりである。

水位周知情報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

※氾濫危険水位は、箇所毎の危険水位を洪水予報観測所に換算した水位のうち、洪水予報の受け持つ予報区域において最も低い水位である。箇所毎の危険水位は、計画高水位もしくは越水又は溢水が発生するまでのリードタイムを考慮して設定した水位のどちらか低い方の水位をもって設定している。

(2) 県が行う水位到達情報の通知

①水位到達情報の通知を行う河川名、区域

県管理河川での水位到達情報の通知を行う河川名、区域

水系名	河川名	観測所名	警 戒 区 域
馬場目川	三種川	下岩川	三種町上岩川大荒井沢合流点～谷地の沢川合流点
		森岳	谷地の沢川合流点～八郎瀧

②水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

県管理河川での水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	水防 管理者
三種川	下岩川	三種町下岩川	2.0m	2.3m	2.5m	3.0m	三種町
	森岳	三種町森岳字小中野	2.50m	3.00m	3.90m	4.50m	三種町

③水位到達情報の通知の担当官署

県管理河川の水位到達情報の通知の担当官署

担当 官署	河川名	観測所名	水防 管理者	昼間連絡先	夜間連絡先
山本 地域 振興局 建設部	三種川	森 岳 下岩川	三種町	三種町町民生活課 TEL 0185(85)4823 FAX 0185(85)2178 chomin@twon.mitane.lg.jp	三種町町民生活課 TEL 0185(85)4823 FAX 0185(85)2178 chomin@twon.mitane.lg.jp

4. 5 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

(1) 洪水対応

①洪水浸水想定区域の指定状況

県は水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

三種町に關係する水位周知河川の浸水想定区域の指定、公表状況は、次のとおりである。

水位周知河川の浸水想定区域の指定、公表状況（県管理河川）

水系名	河川名	浸水想定区域 公表時点	浸水想定区域 公表HPアドレス	関係 市町村
馬場目川	三種川	H 3 1 . 3 . 2 2	https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10574 他、紙データ閲覧	三種町

○三種川の浸水想定区域内に所在する要配慮者施設一覧

※令和7年12月現在

N0.	施設名	種別	住所
1	山本保育園	保育所	三種町森岳字御休下227
2	佐藤医院	診療所	三種町森岳字町尻13
3	グループホームいしくら	認知症対応型 共同生活介護	三種町森岳字高田21-7
4	特別養護老人ホーム美幸苑	介護老人福祉 施設	三種町鶉川字西本田82-1
5	八竜中学校	中学校	三種町鶉川字西本田10
6	嶋田歯科医院	診療所	三種町森岳字小狭間155
7	みっしゅ	母子健康包括 支援センター	三種町豊岡金田字森沢1-2
8	三種たつこの保育園	保育所	三種町鶉川字西本田63

②洪水ハザードマップ

三種町では、浸水想定区域の指定に基づき、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、ハザードマップを作成し、全世帯に配布及び町のホームページに記載し、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

(2) 津波対応

①津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」に則り、県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的に指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町村長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

②津波ハザードマップの作成・周知

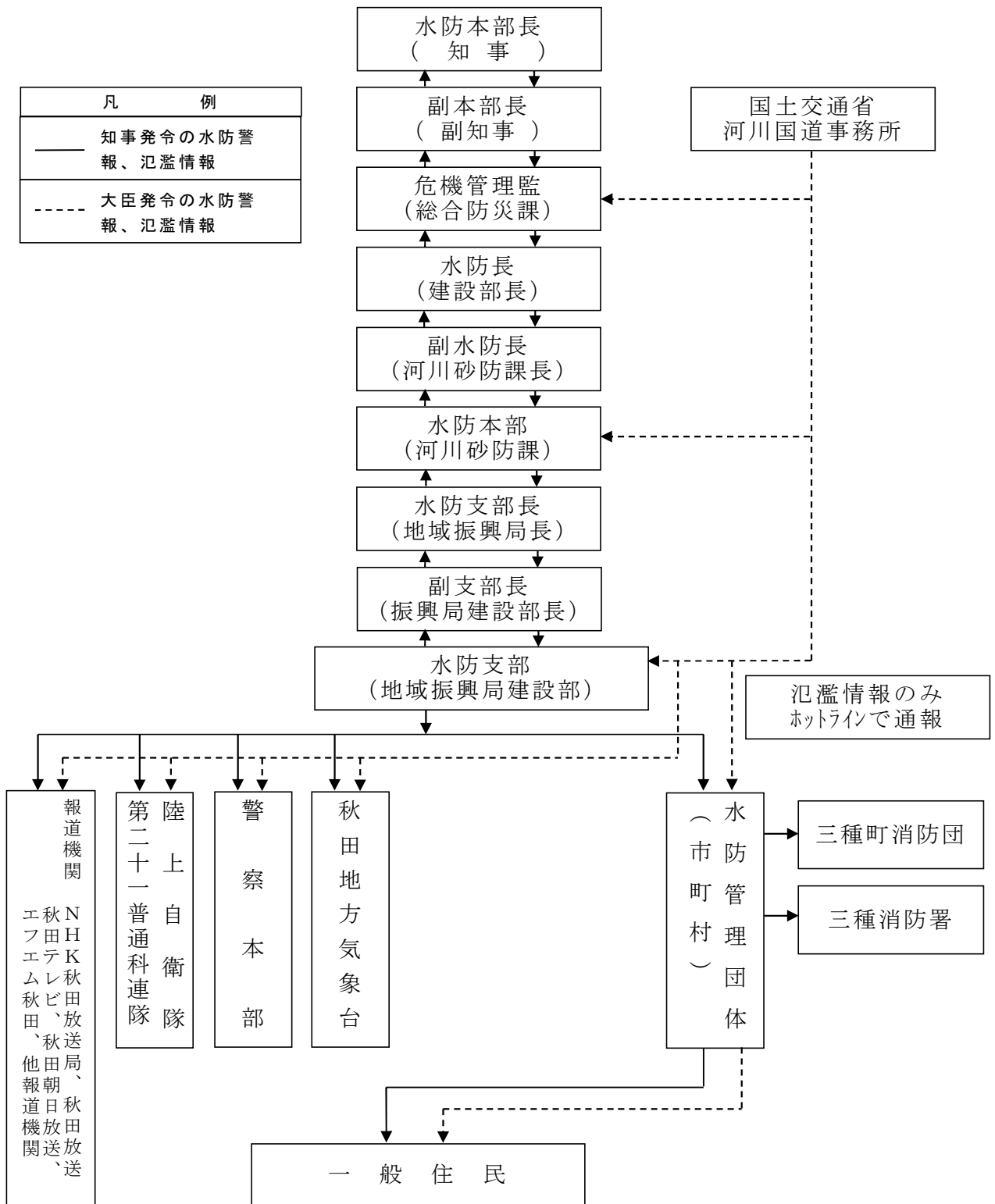
本町においては、令和5年3月に津波災害警戒区域が指定されており、三種町地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客そ

の他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

4. 6 通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、以下のとおりとする。

〈水位・潮位連絡系統〉



---地整河川国道事務所より水防警報の通知を受けた場合関係機関及び一般住民に通知する系統を示す。

—水防指令は県における水防体制に基づき、関係機関及び一般に通知する系統を示す。

4. 7 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。工法を選ぶにあたっては、堤防等の組成材料、流速、法面、護岸の状況等を考慮して最も有効で、しかも使用材料がその付近で入手しやすい工法で施工するが、当初施工の工法で成果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々に行い極力防止に努めなければならない。

その際、水防団員は自信の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時間等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

4. 8 水防資材

(1) 水防資機材

水防管理者は、消防団（水防団）に次の水防資機材を備蓄し管理するものとする。

水防管理者は、備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資機材又は県の備蓄資機材を国土交通省河川事務所長又は地域振興局建設部長の承認を受けて私用することができる。

なお、国土交通省河川国道事務所長及び地域振興局建設部長は、予備鍵の貸与等をあらかじめ水防管理者と協議して、緊急時に迅速な対応ができるよう努めるものとする。

水防資機材備蓄表

資器材名		単位	八竜	琴丘	山本	計	備考
資 材	丸太	本			50	50	
	小杭	〃	30		70	100	
	土嚢又はビニール袋	俵袋	500	300	500	1,300	
	むしろ	枚			50	50	
	縄	丸			20	20	
	鉄線	kg	20		100	120	
	竹材	本	30		50	80	
	シート	枚	10			10	
器 材	シャベル	丁	10		20	30	
	掛矢	〃	5		6	11	
	たこ槌	〃			1	1	
	ツルハシ	〃	2			2	
	唐鍬	〃			3	3	
	ペンチ	〃			6	6	
	斧	〃	3		3	6	
	鋸	〃	3		3	6	
	鎌	〃			5	5	
	鉞（ナタ）	〃	3		3	6	
	照明具	個			20	20	
	排水ポンプ	機	1		3	4	

(2) 水防資材の調達

各水防団（消防団）において、状況の急変等により水防管理者に要請するいとまがないときは、水防団の団長、副団長、分団長又は副分団長は、当該地域の業者等により調達するものとする。その場合は、その旨を水防管理者に報告するものとする。

4. 9 避難のための立退き

(1) 洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

(2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を地域振興局建設部長に速やかに報告し、地域振興局建設部長は水防本部長に報告するものとする。

(3) 水防管理者は、当該区域を管轄する警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

4. 10 災害発生時の処置

(1) 堤防、溜池、小門又は角落し等が決壊した場合は、水防管理者、消防機関の長等はできる限り被害の増大を防止するよう努めなければならない。

(2) この場合は、水防管理者は直ちに次の処置をとらなければならない。

①居住者に対し、立退き指示避難誘導等。

②水防支部、所轄国土交通省河川国道事務所、隣接水防管理団体並びに警察署に通報しなければならない。

(3) 水防支部長はこれを水防本部、災害対策本部その他必要な関係機関に通報すると共に、応援、指導、水防資材の補給をしなければならない。

4. 11 水防体制の解除

(1) 県の水防体制の解除

水防本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき等、水防体制の必要がなくなったと認めたときは、これを解除し、関係機関に通知するものとする。

(2) 水防管理団体等の水防体制の解除

①水防管理団体の水防体制の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は高潮のおそれなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通

知するものとする。なお、水防体制を解除したときは、地域振興局建設部を通じ水防本部に報告するものとする。

②水防団及び消防団の水防体制の解除

水防団及び消防団の水防体制の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

4. 1 2 水防活動等

(1) 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- ①天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ②水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
- ③警戒出動及び解散命令の時刻
- ④水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤水防作業の状況
- ⑥堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨応援の状況
- ⑩居住者出勤の状況
- ⑪警察関係の援助の状況
- ⑫現場指導の官公署氏名
- ⑬立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭水防関係者の死傷
- ⑮殊勲者及びその功績
- ⑯殊勲水防団とその功績
- ⑰今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

(2) 水防報告

水防活動に従事した水防団長（消防団長）は、水防活動終了後2日以内に次の「水防活動実施状況報告書」により水防管理者に報告するものとする。

水防活動実施報告書										
令和 年 月 日										
作成者職氏名 印										
出水の状況	川									
	警戒水位	m	出水量	m	雨量	mm				
水防実施箇所	川 左岸 右岸 地先 m									
日時	自：令和 年 月 日 時 至：令和 年 月 日 時									
出動人員概況	消防団	その他	合計	功労者の氏名、年齢、所属及び功労概要						
	人	人	人							
水防作業の概要及び方法	箇所 工法	m							破損があった場合その原因	
水防の結果	堤防	田	畑	家屋	鉄道	道路	人口	その他		
	被害	m	ha	ha	戸	m	m	人		
使用資器材	かます、俵			居住者の						
	万年、土俵			出動状況						
	縄			水防関係						
	丸太			者の死傷						
	その他			雨量水位	の状況					
水防活動に関する所見										

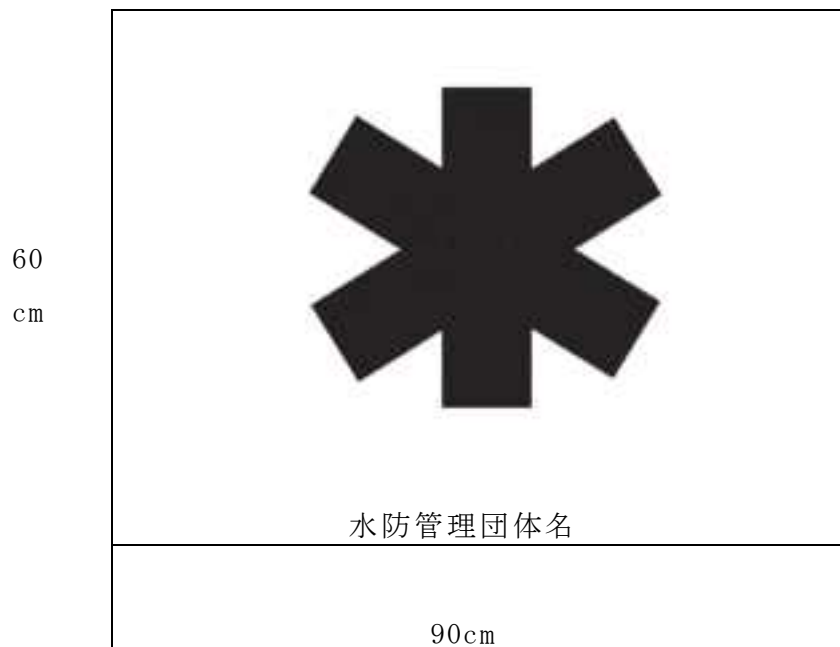
(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

欄内に記載できない場合は、別紙（様式任意）に記入すること。

4. 1 3 標識及び身分証明書

(1) 水防標識

水防法第18条の規定による知事の定める水防のため優先通行できる車両の標識は、次のとおりとする。



備考 図及び文字を赤色で、その他の部分を白色で表示する。

(2) 身分証票

水防法第49条第2項の規定により必要な土地に立入る場合は身分証明書を携帯し、関係人の請求があればこれを提示しなければならない。

表

第 号
身 分 証 明 書
所 属 職氏名
年 月 日生
上記の者は、水防法第49条第1項の規定による立ち入りをすることができる職員であることを証明する。
年 月 日交付
三種町長 印

裏

水防法抜粋
(資料の提出及び立入り)
第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。
2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4. 1 4 費用負担と公用負担

(1) 費用負担

①費用負担

本町の水防に要する費用は、法第41条により町が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

②利益を受ける市町村の費用負担

本町の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利用を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利用を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

(2) 公用負担

①公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

(ア) 必要な土地の一時使用

(イ) 土石、竹林その他の資材の使用若しくは収用

(ウ) 車両その他の運搬用機器の使用

(エ) 排水用機器の使用

(オ) 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者は上記(ア)から(エ)（(イ)における収用を除く。）の権限を行使することができる。

②公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを掲示しなければならない。

公 用 負 担 権 限 委 任 証		
〇〇水防団 〇〇部長 氏名		
上記の者に	区域における水防法第28条第1項の権限を委任 したことを証明する。	
年 月 日		
	水防管理者 氏名	印

③公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公 用 負 担 命 令 書			
第 号			
1. 目的物	種 類	員 数	
2. 負担の内容	使 用	収 容	処 分
年 月 日			
	水防管理者	氏名	
	事務取扱者	氏名	
	殿	印	

④損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。